学生生活の手引き

１．服装・態度

服装は簡素にして端正であり、態度は常に節度を失わないようにする。

（１）服装は、学生としての品位を失うことのないようにすること。
（２）学内、特に教室内は清潔に努め、紙屑等は各自所定のゴミ箱に捨てること。
（３）喫煙は所定の場所に限って行い、校舎内においては喫煙してはならない。
（４）挨拶は大切なコミュニケーションの第一歩であり、友達、先生、来校者への挨拶に努めるようにすること。
（５）飲食は、所定の場所以外では慎むこと。特に各実習室では、飲食を厳禁とする。
（６）学内に於いては、常に決められた名札を着用すること。

２．学生証について

（１）本校学生は、入学と同時に学生証が交付される。
学生証の有効期間は、学年初めより学年末まで（卒業年次の学生は卒業式まで）である。
（２）登校に際しては、常に携帯すること。
（３）交付についての事務は事務局が行う。
学生証を紛失した場合は、速やかに事務局に届けて再交付を申請しなければならない。

３．伝　　達

伝達事項は、所定の場所に掲示する。

（１）常に掲示板に注意しその指示に従うこと。
（２）掲示板を見落としたときは、不利になることがある。
（３）掲示物を勝手に取り外したり、いたずら等をしてはならない。

４．アルバイト・下宿等の斡旋、指導について

（１）学校紹介アルバイト・下宿等の希望者は、担任へ申し出ること。
（２）学校よりアルバイトを斡旋された者は、無断で他の人と交替してはならない。
（３）アルバイトは、学業や健康を犠牲にすることのないようにすること。

５．卒業後の就職の斡旋、指導について

ただ漫然と学生生活を送って、受験に失敗することのないよう、平素より就職先の選択を慎重に考え、受験に備えるように心がける必要がある。

（１）卒業後の就職斡旋を希望する学生は、就職担当者に申し出て指導を受けること。
（２）就職に関する求人、情報等は、所定の掲示板に掲示する。
（３）就職先より受けた採用（内定）通知、その他連絡、報告事項については、就職担当者に必ず届け出なければならない。
（４）その他、就職に関する指導は、遵守しなければならない。

６．施設、器材の使用について

（１）学生が、施設、器材を使用希望するときは、「器材貸出許可願」（様式１０）、「施設使用許可願」（様式１１）を提出して許可を得なければならない。
（２）施設、器材を使用するときは、整理、整頓に留意し、火災予防に努め、使用後は必ず

清掃をすること。
（３）器材は、原則として学校外へ持ち出してはならない。
（４）本校施設および教育機器を故意に汚損した場合は、速やかに弁償しなければならない。

７．ロッカーについて

ロッカーは、教室の移動に際し、仮に所持品を置く場所である。
（１）貴重品を置いてはならない。
（２）教科書の保管場所として使用してはならない。
（３）盗難、紛失のおそれがあることを承知しておくこと。
（４）授業終了後にはその都度明け渡すこと。
（５）年度末または指示された期日に在置されたものは処分する。

８．教室について

（１）教室は、私物を置いてはならない。常に、他者が使用出来るようにしておくこと。
（２）盗難や紛失に注意し、毎日の授業終了時には、清掃し私物を持ち帰ること。

９．通学方法について

（１）学生の通学方法は、交通機関・徒歩によることを原則とする。

１０．掲示、ビラ等の配布について

（１）学内に掲示するとき、またはビラ等を配布するときは、事前に現物持参のうえ、事務局に願い出て許可を得なければならない。
（２）掲示は、３枚以内を原則とし、指示された掲示板を使用すること。許可しない場所に貼ってある場合は、通告なしに撤去する。
（３）掲示期間は原則として１週間とし、掲示期間を過ぎたものは、掲示責任者の責任において撤去すること。

１１．合宿について

（１）学内団体が、学内外において合宿を行う場合は、保護者の承諾書と「合宿許可願」（所定）、並びにその顧問の承認を得たうえ、顧問を通して事務局長の許可を得なければならない。
（２）「合宿許可願」は、参加学生の所属する学科の学科長の許可を得て合宿の２週間前までに提出しなければならない。
（３）合宿には、その顧問または顧問にかわる責任者が参加しなければならない。
（４）合宿許可申請にあたっては、事前に、関係学科の学科長並びに学友会担当者の了解を得なければならない。

１２．緊急時の避難について

（１）消防避難訓練は年に１回実施される。避難訓練に際しては、以下の注意事項を厳守すること。
　（ａ）授業担当者の指示に従い、速やかに指定された場所に避難する。
　（ｂ）避難場所では通行の妨げにならないように整列し、点呼を受ける。
　（ｃ）避難時は遊びではないので真面目に行動し、大声で騒いだり喫煙したり絶対にしてはならない。
　（ｄ）貴重品は、必ず自己の責任において管理する。
　（ｅ）避難訓練終了時には、再度授業担当者の指示に従う。
（２）実際の火災、地震等の災害時には、原則的に平常時より指示されている避難経路より速やかに指定されている場所に避難する。
（３）校内放送をよく聞き、落ちついて、授業担

当者または、教職員の指示に従い行動する。

（４）避難場所では、勝手な行動や言動は慎み、速やかに教職員から点呼を受け、お互いの無事を確認し合い、学校責任者の指示に従うこと。

１３．健康管理について

（１）健康管理については、各自が規則正しい生活を心がけ、禁煙（校内及び学校敷地内）し、常に体調を整えておくことが基本である。

（２）年１回の健康診断は必ず受診しなければならない。

（３）健康診断で異常が見つかった場合は、所定の期間に、所定の医療機関において再診および治療を受けなければならない。

１４．その他諸注意

（１）学生は、みだりに教務室、事務室等へ入室してはならない。

（２）学生は、白衣・実習着を着用して外出してはならない。

（３）学生は、学外私有地に立ち入ることを禁止する。

（４）所持品はすべて自己の責任において管理し、盗難、紛失等のないよう注意すること。

（５）学内で物品や金銭を拾得、または遺失したときは、直ちに各フロア受付に届け出ること。

（６）拾得物がある場合、掲示するので、心当たりの学生は各フロア受付に申し出ること。

（７）拾得物の保管期間は１ヵ月とし、その後は処分する。

（８）外部からの電話呼び出しは取り扱わない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（９）両替については一切、受け付けない。

(10) 文具等の貸し出しについては、受付では一切行わない。